

## 浪江町さけふ化施設配水管等工事設計業務委託 仕様書

### I 総則

#### 1 適用範囲

本仕様書は、浪江町さけふ化施設配水管等工事設計業務委託に適用する。本仕様書に定めがない事項は別途協議するものとする。

#### 2 業務目的

浪江町において、さけふ化事業に関する施設を整備するにあたり、水源を地下水で賄う計画である。本業務では、新規井戸の詳細設計及び揚水設備等設計、新規井戸及び既存井戸からさけふ化施設までの管路（水管橋を含む）の実施設計を行うことを目的とする。 )

#### 3 業務履行範囲

本業務の対象区域は、浪江町大字小野田字小野田と大字井手字下川原地内とする。

#### 4 準拠仕様

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、各種上位関連計画、その他関係法令等に準拠して実施するものとする。

#### 5 疑義解決

本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ解決し、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。受託者は、本町係員と密接な連絡を取り、業務の着手時及び業務の主要な区切りにおいて打合せを行うものとする。

#### 6 資料の貸与

本業務に必要な関係資料は、発注者が受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与品についての管理責任を明確にし、破損、紛失のないよう常に善良な管理を行うとともに、発注者の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。

#### 7 守秘義務

本業務における成果は、全て「発注者」に帰属するものであり、「受託者」は委託の過程および結果から知り得た情報について「発注者」の許可なく公表してはならない。

#### 8 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項についても、技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

#### 9 成果品の帰属

成果品の所有権は、全て発注者のものとし、発注者の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。なお、成果品とは電子データも含むものとするが、受託者が従来より著作権を有しているものおよび事業実施上、利用するために独自に創作したシステムおよびプログラムは除くものとする。

## 1.0 主任担当者

受託者は、業務全般にわたり管理および秩序正しい業務を遂行するために、主任担当者を選任するものとする。

## 1.1 計画準備

本業務の目的、内容を把握し、仕様書に則した最適な作業を円滑に進め、工程および所定の品質を確保するために必要な資料、機材、担当者等の配置等について計画および準備を行うものとする。

## 1.2 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (イ) 工程表     | (ロ) 管理技術者及び照査技術者届 |
| (ハ) 委託業務完了届 | (二) 委託業務受渡書       |

## 1.3 業務計画書

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出する。業務計画書には、次の事項を記載する。

- ①業務概要
- ②施工方針
- ③全体作業計画
- ④業務工程
- ⑤業務組織計画
- ⑥打合せ計画
- ⑦成果品の品質を確保するための計画
- ⑧成果品の内容、部数
- ⑨使用する主な図書及び基準
- ⑩連絡体制

## 1.4 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成等を遅延なく、行わなければならない。

## 1.5 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 本業務は、取水井戸の設計が重要な要素となる為、監理技術者（建設業の種類：さく井工事）の資格を有する者が1名以上従事し、適切な井戸設計を行わなければならない。

## 1.6 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

## 1.7 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に浪江町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 1.8 引き渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、浪江町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

## 1.9 関係官公庁等との協議

受託者は、関係諸官庁との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

## 2.0 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

## 2.1 参考文献の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 2.2 証明書等の交付

必要な証明書及び申請書等の交付は、受託者の申請による。

## 2.3 打合せ協議

本業務の打合せ協議は発注者、受注者双方の求めに応じ適宜行う。打ち合わせの際には打ち合わせ記録簿を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。業務実施にあたっては発注者と緊密に連絡を取りながら行うものとする。

## 2.4 報告書作成

本業務における検討結果等について、報告書として取りまとめる。

## 2.5 検査

本業務の成果品および関係資料、ならびに作業の実施状況について、発注者は隨時検査を行うことができるものとする。また、業務完了後といえども過失又は疎漏等に起因する不良個所が発見された場合は、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

## 2.6 完了

本業務は、成果品を提出し発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

## 2.7 業務履行期間

本業務の期間は、契約締結日から令和5年3月24日限りとする。

## 2.8 納入場所

成果品の納入場所は、浪江町役場農林水産課とする。

## II 業務内容

### 2 9 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

#### (1) 新設井戸設計

浪江町にて実施した下記の委託業務資料に基づき、取水施設の位置・構造・仕様を検討し、関係機関の承認を得たうえで設計する。

- ・泉田川ふ化施設水源等調査業務
- ・泉田川ふ化施設水源等調査業務（その2）
- ・さけふ化施設水源等調査業務委託（その3）他

#### (2) 揚水設備設計

上記（1）で設計した井戸の井水揚水設備、付属部材、井戸ピット等の設計、ポンプ台数、口径、出力等を決定する。

#### (3) 配水管（井水）設計

井水用導水管の設計。井水配管に係る本数、口径、延長、管路及び管種を決定する。

#### (4) 水管橋設計

上記（3）に関連する水管橋の設計及び水管橋用基礎の設計。

#### (5) 電気設備（井水ポンプ等）設計

上記（2）揚水設備及び計装機器等の電計設備設計。

#### (6) 井戸の維持管理

上記（1）新設井戸及び（2）揚水量設備について維持管理の方法及び維持管理に必要な記録及び計装機器の設計。

### 3 0 関係機関との協議

設計する上で、協議が必要な機関（道路・埋設物・河川・水路）の他、取水影響を及ぼす可能性のある機関（上水道取水施設・他）および、引き渡し先の関係機関（漁業協同組合・水産研究機関・他）との協議に必要な資料を作成し、打合せに参加した上で合意事項を設計に反映させる事。

## III 成果品

### 3 1 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書（A4版）正副各一部 2部
- (2) 電子データ（CD）
- (3) その他浪江町が指示する。